

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和4年10月28日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2200060号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2200016号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和34年4月1日から昭和36年9月1日まで

私がA社に入社したのは昭和34年4月1日だったにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、資格取得年月日が昭和36年9月1日となっており、請求期間について厚生年金保険の記録がないので、調査の上、資格取得年月日を昭和34年4月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、同社に入社した昭和34年4月1日であると主張している。

しかしながら、事業所別被保険者名簿により、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和36年9月1日であることが確認でき、請求期間において、同社は適用事業所となっていない。

また、A社の事業主は、請求者に係る人事記録、賃金台帳等の資料を保管しておらず、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している上、請求者も、請求期間に係る給与明細書等の資料を所持していない。

さらに、請求者と同様に、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和36年9月1日に、厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚のうち、照会可能な7名の同僚に照会し、1名から回答を得たが、請求者を記憶しているものの、請求者の勤務期間については不明である旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

と認めることはできない。